

みくろ MI・KU・RE・PO

2021.12



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】雇用保険マルチジョブホルダー制度

来月（2022年1月）より、雇用保険の「マルチジョブホルダー制度」が始まります。年金の支給開始年齢が一律65歳の時代を間近に迎えるなか、ダブルワークの高年齢労働者を被保険者として抱合する改正です。70歳までの就労を促進する一里塚となるのか。制度の詳細を探ります。

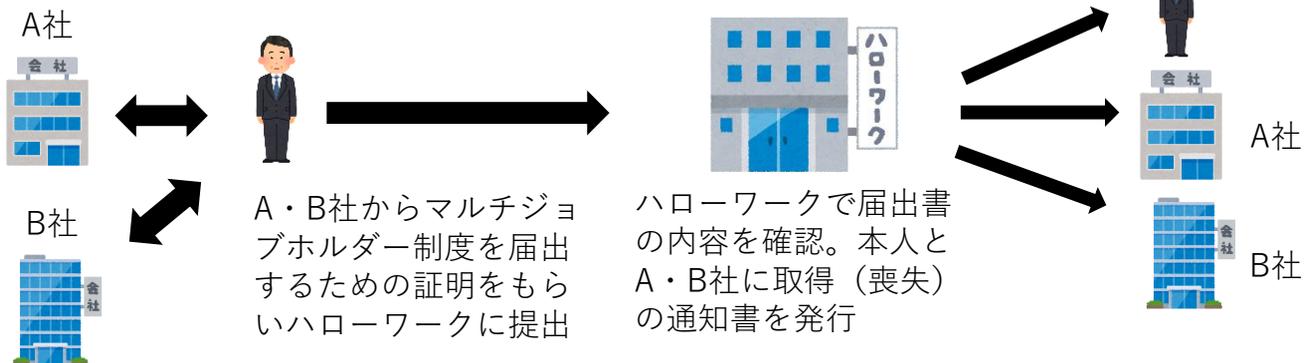
マルチジョブホルダー制度の対象者（マルチ高年齢被保険者）

- 複数の会社に雇用される**65歳以上**の労働者であること
- 2つの会社（1つの会社の勤務時間が5時間以上20時間未満）の1週間の所定労働時間の**合計が20時間以上**であること
- 2つの会社のそれぞれの雇用期間が**31日以上**であること



A社：15時間/週
B社：8時間/週
C社：4時間/週
A・B社で20時間以上
C社は5時間未満で除外

マルチ高年齢被保険者の加入手続の流れ



！ここがポイント

● 手続の対象者とタイミングに注意

通常の雇用保険の資格取得・喪失（得喪）の手続は会社が行います。しかし、マルチジョブホルダー制度は**加入者本人が行います**。

また得喪手続は、制度の条件に該当（不該当）した時点で行います。片方の会社で就労を続けていても、もう一方の会社を退職すれば**両方の会社で得喪手続を行う**こととなります。

なお、一度加入した被保険者は任意で脱退することはできません。

労務Room Q & A

Q

マルチ高年齢被保険者が退職した場合、失業保険がもらえるのですか？

A

失業保険が受給できるのは65歳未満で退職した被保険者です。65歳以上で退職した場合には、**一時金（高年齢求職者給付）**が受けられます。

片方の会社で就労を続けている場合には、一時金の申請時に申告します。

マルチ高年齢被保険者でも要件を満たせば、育児休業給付や介護休業給付等を受けることができます。

【知るも、知らぬも】 今月のトピックス

手帳はかく語りき

今年もあと1ヶ月となりました。

年の瀬を感じる瞬間はひとそれぞれあると思いますが、私の場合は手帳です。「社会保険労務士手帳」なるものがあり、毎年暮になると本部の事務局から送られてきます。

一年あつという間だな…、などと思いながらすぐに今年の手帳と入れ替えたいところですが、翌年の手帳に記載されている日付が12月中旬からになっているためにカバンの中の手帳が2冊になる時期が1ヶ月ほど続きます。

来年の予定を入れることができるようになるのはいいのですが、かさばるのが玉にキズです。

いまどき紙で管理していることがナンセンスかもしれませんが、すぐに開けて確認できる手軽さもあって持ち歩いています。

忘年会シーズンを迎えます。周囲の話や聞くと年内は様子見というところも多いようです。来年こそは以前のように忘年会の予定がたくさん入っていると良いな、と思い、念のため一昨年の手帳も確認してみたところ、今年と変わらぬスケジュール感でした。

コロナ禍だろうがなかろうが、もともと忘年会はさして予定はなく、仕事に追われる年末だったと手帳に気づかされました。



【魚くん探知記】 今月の一尾

鱒 : ブリ

ブリの名産として有名な富山県氷見市では、旬を迎える12月（師走）に娘の嫁ぎ先へ実家からブリを贈る風習があります。「嫁ぶり」というそうで、嫁ぎ先では捌いた半身を贈り返して、両家の紐帯を深めます。

ワカシ⇒イナダ⇒ワラサ⇒ブリ（関東の呼び名）と成長とともに名前を変える出世魚は、縁起物として慶事に食卓を賑わせます。

小学生の頃、ぶりっ子しがちなクラスメイトが「ハマチ（鱒の子）」という不本意なアダ名を奉られていたことを、ふと思いだしました。

命名者は関西出身だったのでしょうか。



【一劇必撮】 今月の一枚



神宮外苑のいちよう並木

発行

みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

Mail : mikura@mikura-sr.com

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言